

選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて

- ◆ 選手村の整備は、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業である（仮称）晴海五丁目西地区開発計画（以下「市街地再開発事業」という。）において整備する施設（以下「特定施設建築物」という。）の一部を宿泊棟等として一時使用する計画であるため、市街地再開発事業の整備に関して、条例で対象とならない環境影響要因や環境影響評価項目を検討及び予測・評価を実施し、市街地再開発事業の着工前である平成 27 年 12 月に評価書を公表した。

- ◆ 評価書公表時点では、大会時関連工事等*の整備計画は具体化されていなかったため、環境影響評価項目について、改めて検討することとしていた。

※大会時関連工事等とは、以下の工事をいう

- ・ 宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事
- ・ その他の大会用仮設施設等工事

- ◆ 今般、大会時関連工事等の整備計画の具体化に合わせ、環境影響評価項目の再検討を行ったところ、以下、1、2 の理由から、大会時関連工事等と市街地再開発事業における特定施設建築物の整備工事については、両者の環境影響を一体的にとらえることが適切と考えられるため、環境影響評価項目の再検討及び予測・評価の見直しを行うこととした。

- 1 大会時関連工事は、市街地再開発事業の付帯工事として、同一事業者により、一体として施工されること。
- 2 その他の大会用仮設施設等工事は、大会時関連工事と比較して規模が小さいこと。

なお、予測・評価の見直しの結果は、平成 32 年 8 月公表予定のフォローアップ報告書に反映することとするが、約 2 年後となるため、見直しの結果等については、今回、別紙のとおり、事前報告を行う。

- ◆ 環境影響評価項目の再検討及び工事用車両の走行に伴う「大気等」、「騒音・振動」、「交通渋滞」、「交通安全」について予測・評価の見直しを実施した結果、いずれも従前の環境影響と同等以下であったことから、評価の結論は変わらないと考えられる。